

福岡県住宅被災者本再建支援助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、平成29年7月九州北部豪雨（以下「九州北部豪雨」という。）により被災した者のうち、災害復旧工事の関係や長期避難世帯というやむを得ない理由で仮住まいを余儀なくされている者の本再建を支援するため、県内の本再建先へ引越しをする際に要する費用及び本再建先として県内の民間賃貸住宅へ入居する際に締結する賃貸借契約に伴う費用に対し、予算の範囲内において福岡県住宅被災者本再建支援助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「本再建」とは、恒久住宅へ再建することをいう。
- (2)「災害復旧工事」とは、九州北部豪雨による災害からの復旧に係る工事及びそれに付随する各種公共工事（朝倉市が認めたもの）をいう。
- (3)「長期避難世帯」とは、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）第2条第2号ハに掲げる世帯をいう。
- (4)「仮住まい」とは、本再建するまで仮の住まいに一時的に居住することをいう。
- (5)「応急仮設住宅等」とは、建設型仮設住宅、借上型仮設住宅、一時避難所として使用した公営住宅等をいう。
- (6)「公営住宅等」とは、公営住宅、改良住宅その他地方公共団体が整備する賃貸住宅をいう。
- (7)「民間賃貸住宅」とは、公営住宅等及び社宅、官舎、寮等の給与住宅以外の賃貸住宅をいう。
- (8)「引越し」とは、仮住まい先から本再建先としての恒久住宅（民間賃貸住宅を含む。）に移転したことをいう。

(交付対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本再建したと朝倉市長が認めた者（この要綱の施行日前に本再建したと朝倉市長が認めた者で本再建の際に福岡県住宅被災者自力再建促進事業助成金の交付を受けていないものを含む。）とする。

- (1) 朝倉市長から罹災証明書の発行を受けた者又はライフラインが途絶しているなどの理由により長期にわたり自らの住宅に居住できないと朝倉市長が認めた者であって、応急仮設住宅等に入居し、供与期間内に当該住宅を退去した者
- (2) 前号に該当する者以外で、次のアからウまでのいずれかに該当する者
 - ア 朝倉市長が発行する罹災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた者
 - イ 朝倉市長が発行する罹災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者
 - ウ 長期避難世帯として認定された者

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しないことができる。

(1) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員

(2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は前号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者

（助成対象経費及び助成金額）

第4条 助成対象経費及び助成金の額は、別表1のとおりとする。

2 助成対象経費について、他の公的制度による同趣旨の助成を受けている場合は、助成金の対象外とする。

（交付申請及び実績報告）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号に別表2に掲げる書類を添付して、朝倉市長を経由して知事に助成金の交付申請及び実績報告をしなければならない。

2 前項の交付申請及び実績報告は、引越しをした日若しくは賃貸借契約を締結した日のいずれか遅い日（以下「本再建した日」という。）から起算して6月を経過した日（知事がやむを得ないと認める場合は、この限りではない。）又は本再建した日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに行うものとする。この場合において、本再建した日がこの要綱の施行日前である場合は、この要綱の施行日から6月を経過した日までとする。

3 第1項の交付申請及び実績報告の提出部数は、1部とする。

4 第1項の交付申請及び実績報告は、本再建した日以降、第3条第1項に該当する者がいる世帯につき、1回限り行うことができる。なお、第3条第1項に該当する者がいる複数の世帯が本再建先で同居する場合には、当該本再建先へ引越しをする際に要する費用については、本再建前における世帯ごとに申請することができるものとする。

（交付決定及び額の確定）

第6条 知事は、助成金の交付決定及び額の確定をしたときは、様式第2号により申請者に通知するものとする。

（不交付の決定）

第7条 知事は、助成金を交付しないことを決定したときは、様式第3号により申請者に理由を付して通知するものとする。

（現地調査等）

第8条 知事は、助成金の交付の適切かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて申請者及びその関係者に対して報告を求め、又は現地調査等を行うことができるものとする。

(関係書類の整備)

第9条 助成金の交付決定を受けた者は、規則第10条に規定する関係書類について、助成金の支払を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第10条 知事は、第6条の交付決定が申請者の偽りその他不正な手段に起因するものであったときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

2 知事は、助成金の交付決定を取り消した場合には、様式第4号により、交付決定の取消しを受けた者に通知するものとする。この場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度から令和7年度までの助成金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表1 (助成対象経費及び助成金額)

助成対象経費	助成金額
県内の本再建先への引越しに要する費用	一律 10 万円/世帯
本再建先として県内の民間賃貸住宅へ入居する際に締結する賃貸借契約に伴う費用	一律 20 万円/世帯

別表2 (添付書類)

(共通)
1 市長が発行する災害復旧工事の関係や長期避難世帯というやむを得ない理由で仮住まいをしている旨を証明する書類
2 住民票 (本再建先の住宅の所在、世帯主及び世帯構成が確認できるもの)
3 本再建した日が確認できる書類の写し
4 その他知事が必要と認めるもの (民間賃貸住宅を本再建先とする場合)
5 賃貸借契約書の写し